

令和4年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問 税務課 固定資産税係 ☎92-7918

令和4年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧とは、固定資産税の納税者が、自己の所有する固定資産（土地、家屋）と他の固定資産を比較することで、価格（評価額）が適正であるか確認するための制度です。

▽縦覧日時 4月1日（金）～5月31日（火） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

▽縦覧場所 税務課 固定資産税係（役場1階）

▽必要書類 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※代理人が縦覧する場合は委任状（法人の場合は、法人印又は代表者の職印が押された委任状）が必要です。

令和3年度分の 固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例について

問 税務課 固定資産税係 ☎92-7918

令和3年度は、税制改正により令和3年度に限り、価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が講じられました。このことにより、特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15か月を経過する日までの間においても審査申出をすることができます。

固定資産の価格に係る審査申出とは…

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、基山町に設置されている固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。通常は、台帳登録価格の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの期間、申し出ができます。

令和3年度限りの特別な据え置き措置とは…

令和3年度は3年に一度の評価替の年で、土地・家屋の評価額の見直しを行いました。しかし、土地については、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により、税額が増加する土地については、前年度の税額に据え置く措置がとられました。

農地を相続したら、登記・届出をお願いします

問 農業委員会事務局 ☎92-7945

将来、農地を次の世代にトラブルなく引き継ぐため、所有者が亡くなったときは、農地の相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

また、農地を相続した方は、農業委員会に相続した旨の届出をお願いします。

補助金の有効活用で
手出し金を少なくする
リフォーム

長期優良住宅リフォーム補助金 最大100万円

4月中旬
補助金受付
開始予定

[広告]

必須項目(補助対象となるリフォーム)

※既存宅の状況により、防蝕工事を
行うこともございます。

補助金額 14万円

補助金額 5万円～

補助金額 13万円

補助金額 5.9万円 (30坪の場合)

LDKのガラス取替、給湯器の取替、水廻りのリフォームを検討中で、昭和56年6月以降に新築した住宅にお住まいの方は特にお得!

住まいのリフォーム・
増改築・水廻り工事 専門店

テイダ建築工房

佐賀県三養基郡
みやき町裏原5548-2

☎0800-888-2955

通話無料

まずは何でも質問してみてください!
強引な営業は一切いたしません。

テイダ建築工房 検索

有料広告

お知らせ

まちづくり活動を支援します 令和4年度まちづくり基金支援団体を募集します

申問 まちづくり課 協働推進係（役場2階） ☎92-7935

町では、まちづくり活動を行う団体を支援するため、補助金を交付しています。令和3年度は、16団体を支援しました。令和4年度の支援団体を募集します。

▽対象となる団体

町民や地域コミュニティ組織又は町民活動団体で、5人以上の会員を有し、まちづくり活動する又は活動を開始しようとする団体。

▽対象となる事業

町内で自主的、継続的に行うまちづくりのための非営利活動で、地域課題の解決など、住みよいまちづくりのために行う事業や、地域の特色を生かしたまちづくりのために行う事業。

▽補助の概要

◆スタートアップ支援

・1団体に対して上限20万円を3年を限度とし、自立に向けた活動を支援します。

◆ステップアップ支援（特例）

・補助期間3年間のスタートアップ支援終了後の自立している団体において、他のまちづくり組織と連携し「事業に新たな取組みを加える」と共に「町全体へ活動の広がりがある」事業で、スタートアップ支援活用の3年間から、さらにまちづくり活動の発展に繋がっていく事業に対して上限10万円を3年を限度とし支援します。

◆まちづくり計画団体活動支援

・まちづくり基本条例に規定するまちづくり計画に基づく事業で、まちづくり計画を3年ごとに見直しを実施する団体に、30万円を限度として計画の期間支援します。

▽募集期間

4月1日（金）～22日（金）

▽応募方法

必要書類（申込書、事業計画書、団体の定款又は規約、会員名簿、活動内容の説明書類）をまちづくり課まで提出してください。申請書等はまちづくり課で配布するほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

▽選考方法

応募者による事業内容のプレゼンテーションと提出書類の内容により審査します。プレゼンテーションの日程は、5月中旬を予定しています。

▽審査項目

審査委員会において、主体的な活動、公益性、継続性、事業費の妥当性などをポイントに、支援する団体を決定します。

4月の休日診療

問 基山町保健センター ☎92-2045



■ 休日救急医療センター診察医（☎83-0119）

日程		内科	小児科
4月	3日（日）	○	○
	10日（日）	○	○
	17日（日）	○	○
	24日（日）	○	○
	29日（金）	○	○

場所 鳥栖市保健センター1階（鳥栖市本町3丁目1496-1）

時間 午前9時～午後7時

（受付は内科:午後6時30分、小児科:午後4時30分までです）

■ 三養基・鳥栖地区歯科休日診療当番医

日程	診療所	電話番号
4月	3日（日）	近藤歯科医院（鳥栖市今泉町） ☎85-1717
	10日（日）	酒井歯科医院（鳥栖市本町） ☎84-1575
	17日（日）	佐久間歯科医院（みやき町簗原） ☎94-5050
	24日（日）	さとう歯科クリニック（みやき町白壁） ☎89-9111
	29日（金）	重松歯科医院（基山町宮浦） ☎92-1234

時間 午前9時～12時

※当番医は三養基・鳥栖地区歯科医師会加盟医院です

※当番医は変更になることがあります

■ 基山町民会館自主事業

第11回「ミニ美術展」を開催します



問 基山町民会館事務所 ☎92-1211

基山町民会館にてミニ美術展を開催いたします。美術展では日頃から当会館をご利用されているサークルの皆様の作品を展示いたします。皆様のご来館を心からお待ちしております。

▽日時 令和4年4月22日（金）～24日（日）

午前9時～午後5時

▽場所 基山町民会館 小ホール

◆出展サークル（予定）

アート絵楽・池田由美子パッチワーク教室・
絵画サークル雅・きざん書院クラブ・
着物リフォーム・シニアネット基山・伝統手織・
ネイチャーフォト教室・フラワーサークル奈菜・
若草句会（※五十音順）

令和4年度 家庭用浄化槽維持管理費補助金について

申問 建設課 上下水道係 ☎85-8435



本町では公共下水道の未整備区域に設置している家庭用の合併浄化槽を管理している方に対し、維持管理等に要する経費の一部について、管理者の負担軽減及び適切な維持管理の促進を目的に補助金を交付します。

▽内容

対象区域	公共下水道の未整備区域（公共下水道の整備区域については建設課で確認できます）	
対象者	①専用住宅または併用住宅（延床面積の1/2以上が居住住宅）に10人槽以下の合併浄化槽（BODの除去率90%以上であり、放流水のBODが20mg/l以下の機能を有するもの）を設置されている方 ②町税等を滞納していない方 ③令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間に法定（11条）検査（1回）、保守点検（6回）及び清掃（1回）を実施された方	
補助の項目	合併浄化槽の部品の修理に要した経費に対する補助	保守点検、清掃等の維持管理に要した経費に対する補助
補助金額	年1回 10,000円（上限）	27,000円/年（※1に該当する方のみ）
申請期間	修理完了日～令和5年3月31日	令和4年4月1日～令和4年9月30日
申請に必要な主な書類	支払ったことを証明する書類（領収書等）写し 等	令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間の ①浄化槽清掃記録票（1回分） ②浄化槽保守点検表（6回分） ③法定（11条）検査結果（1回分） } ①～③の写し 等

※1

人槽区分	使用人数（※2）	補助金額
5～6人槽	2人まで	27,000円/年
7～8人槽	3人まで	
10人槽	4人まで	

※2 令和4年3月31日を基準日とし、当該の家庭用浄化槽を使用する世帯の構成員数とする。なお、使用する世帯が二世帯以上ある場合は合算した人数とする

▽注意事項

この補助金は、公共下水道が整備されたときには対象外となります。

▽お願い

単独浄化槽又は汲取り槽を使用されている方は補助の対象となりません。家庭用浄化槽整備事業補助金制度を利用した合併浄化槽への転換のご検討をお願いします。

■ 参加者募集！

第26回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭について

申問 まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935

第26回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭が鳥栖市・神崎市・吉野ヶ里町・基山町・上峰町・みやき町・佐賀市にて開催されます。各種目は、公式競技規則にとらわれることなく、楽しく参加できるように工夫がされています。また、スポーツ体験コーナーもありますので、皆様のご参加をお待ちしております。

▽日時

令和4年5月22日（日） ※スポーツウエルネス吹矢は5月15日（日） ※アキュラシーは5月29日（日）
※雨天時は、種目によって延期になる場合があります。

▽参加料

大人 800円、小学生以下 400円（傷害保険料を含む）

障害者手帳をお持ちの方は、半額になります。参加料納入後の返金はいりません。

▽申込締切 4月26日（火）

第26回佐賀県さわやかスポーツ・レクリエーション祭

検索

※詳しくは、佐賀県ホームページまで。大会要項・申込書等のダウンロードもできます。

令和4年度

家庭用合併処理浄化槽・雨水貯留タンクの設置補助について

申問 建設課 上下水道係 ☎85-8435



家庭用合併処理浄化槽設置補助

私たちの身近な生活環境や川、海などの自然を守るために、生活排水などの汚水はきれいな水にすることが大切です。このため町では、し尿や生活雑排水をきれいにする、合併処理浄化槽の設置を推進しており、設置された方にその費用の一部を補助しています。

また、単独処理浄化槽及び汲取りから合併処理浄化槽への促進を目的に、単独処理浄化槽の撤去にかかる費用に対する補助もしています。

■ 対象

- ①家庭用の合併処理浄化槽（5人～10人槽）を設置される方
- ②補助金交付決定後に着工し、令和5年3月10日までに設置完了される方
- ③国庫補助指針及び町が定めた要綱基準に沿って設置される方
- ④公共下水道事業認可区域以外の方（公共下水道事業認可区域とは、数年のうちに下水道が整備される区域のことで、建設課で確認できます。）

■ 補助額 下表のとおり

人槽区分	補助限度額（円）
5人槽	332,000
6人槽	414,000
7人槽	
8人槽	548,000
9人槽	
10人槽	
単独処理浄化槽撤去費用	90,000

雨水貯留タンク設置補助

雨水貯留タンクは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川や水路などへの流出を抑制するとともに、庭木等への散水用水として活用する施設で、予算の範囲内で雨水貯留タンクの設置に補助を行っています。

■ 対象

- ①貯留容量が100リットル以上の雨水貯留タンクを町内に設置される方
- ②補助金交付決定後に雨水貯留タンクを購入し、令和5年3月10日までに設置完了される方
- ③町が定めた要綱基準に沿って設置される方

■ 補助額

雨水貯留タンク購入費の2分の1以内（上限3万円）

■ 申込み方法

- ・申請書を建設課に提出してください。
- ・申請書は建設課で配布しているほか、基山町ホームページからダウンロードできます。

■ 受付期間

4月4日（月）から

※先着順。申請が予算額に達した時点で終了します。

令和4年度 あん摩・はり・きゅう等施術券の申請について

申問 福祉課 プラチナ社会政策室 高齢福祉係 ☎85-7056

町では高齢者の心身の健康保持を目的に、65歳以上の方の「あん摩・はり・きゅう等の施術料」について助成を行っています。施術券の発行を希望される方は、申請の手続きを行ってください。

▽対象者

基山町に住所を有する65歳以上の方（65歳になられる月から申請可能）

※対象者への個人通知は行っていません。

▽施術券の内容

施術券は、申請日の属する月から当該年度末までの月数に2を乗じた枚数を交付し、施術1回につき1,000円以内を助成します。ただし、町指定の施術師にて施術を受けた場合に限りです。

▽利用上の注意

ひと月に利用できる施術券が4枚までとなっておりますのでご注意ください。

▽申請受付開始日

令和4年4月1日（金）から随時 ※未使用の旧施術券（黄色）をお持ちの方は返還してください。